

# 「錦部製作所チップ友の会」規約

## 第1条：名称

本会を「錦部製作所チップ友の会」と呼ぶ。

## 第2条：目的

この会員制度は、錦部製作所が直接販売する製品をよりよくご使用頂き、術者に優しく患者さんに可能な限り痛みの少ない治療をして頂くことを目的とします。

## 第3条：運営

本会の管理・運営は有限会社錦部製作所がおこないます。

## 第4条：会員

本会員規約において「会員」とは、本会員規約を承諾のうえ、本会が定めた方法にて入会金および年会費を納入し、かつ本会が承認した歯科医院、または歯科医院に勤務する歯科医師・歯科衛生士の資格を持つ個人とします。

ただし、本会の判断により承認後であっても第8条を満たさない場合は、承認を取り消すことができます。

## 第5条：会員規約の改訂

本会は、本会員規約を予告なく改訂することができ、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

## 第6条：入会金、年会費、期限

1. 入会金は500円(税込)とし、新規に入会する場合のみ支払う必要があります。
2. 年会費は5,000円(税込)とし、1年分を前払いする必要があります。
3. 会員有効期限は、入金日より一年とします。
4. 入会後はいかなる理由においても入会金および年会費の払い戻し等は一切行なわないものとします。

## 第7条：継続手続き

1. 会員資格は年会費が指定期日までに支払いがされた場合、自動延長となります。入金が確認され次第、有効期間が翌年度も延長されるものとします。
2. 継続手続きを行わず継続期間を経過した後に再度本会への入会を希望する場合は新規入会手続きが必要となり、新しい会員番号が発行されます。

## 第8条：会員条件

1. 入会の際に会員が申告する登録情報のすべての項目に関して、虚偽・誤記・漏れがないこと
2. 歯科医院、または歯科医院に勤務する歯科医師・歯科衛生士の資格を持つ個人であること
3. 法人で分院や系列医院がある場合でも医院単位で申込みすること
4. 過去に規約違反等により、本会の会員資格を取消されていないこと
5. 歯科医院、または個人以外の使用目的で会員の地位や権利を利用しないこと
6. 本会が必要と判断した場合には、求めに応じ身分証明書またはその写しを提示すること
7. 日本国内に連絡先、または発送物の受取先があること。発送物は日本国内の受取先に送付します
8. インターネットを利用しない場合は、会員特典の一部またはサービスに関する十分な案内を受け取れないこと等に同意すること

## 第9条：会員証の発行、再発行

1. 入会承認後、本会は会員に会員証を発行します。
2. 会員証は、第三者に譲渡または貸与することはできません。ただし、会員である歯科医院に勤務する歯科医師、または歯科衛生士はこの限りではありません。
3. 会員証は、本会イベント参加時に、呈示が必須となる場合があります。
4. 会員証の紛失または盗難の際には、直ちに本会運営に連絡することとします。
5. 会員証を紛失した際には、本会が定める再発行手数料 1,000 円を支払うことにより再発行するものとします。

## 第10条：会員への特典

1. 錦部製作所が歯科医院に直接販売する超音波スケーラーチップならびにエアースケーラーチップ、なでる DAKE を常時 5 %OFF で販売  
※商品購入時の割引はネットショップの備考欄や FAX 申込み用紙に本会会員である旨を記入することで割引が適用されます。  
※他割引との併用可（例・学会割引など）  
※白水貿易に卸販売している P-MAX 純正品は除く  
※現在は全ての商品が対象ですが新製品など対象外となる製品がでる可能性があります。
2. 会員証の進呈
3. 新商品の先行発売。数量限定の場合は先着順
4. 超音波スケーラーや超音波チップ、エアースケーラーやシャープニングなどの情報提供  
メールマガジンなど（不定期）
5. 錦部製作所が運営する日本超音波スケーリング協会の正会員費無料  
※本会会員歯科医院に勤務する歯科医師・歯科衛生士は何名でも無料  
※現在、お支払いいただいている年会費の払い戻し等は一切行わないものとします。
6. 錦部製作所が運営する日本超音波スケーリング協会の中級講習の特別優待価格
7. 錦部製作所主催セミナー・並びに日本超音波スケーリング協会上級講習の特別優待価格

## 第11条：禁止行為

会員には以下に該当する行為を禁止し、これに違反した場合、本会は会員特典を一時停止および会員資格の抹消をすることができるものとする。

1. 会員証の譲渡または貸与。ただし、会員である歯科医院に勤務する歯科医師、または歯科衛生士はこの限りではありません。
2. 本会から会員へ告知する全てのデータ、情報、文章、映像、肖像、イラスト等を第三者に漏洩すること、著作権法で認められた私的利用の範囲を超えて、複製・販売・出版・放送・配布などのために利用することや、営利を目的とした活動を行なうこと
3. 手段を問わず、本会の運営を妨害した場合
4. 法令、会員規約、道徳、慣習に反する行為
5. その他に本会が不適切だと判断し、禁止したことを行なう行為

## **第 12 条：途中退会**

1. 会員が本会を自己都合により途中退会する場合は、文書、またはメールにて本会に届け出るものとします。ただし、入会金および年会費の払い戻し等は一切行わないものとします。自主退会を 1 度でも行った場合、再入会できないものとします。
2. 年会費自動引きとしは会員自らが停止するものとします。

## **第 13 条：個人情報の扱いについて**

本会員の個人情報の取り扱いは、各関係法令に従い運営することとします。

## **附則**

1. 会員規約制定

2018 年 7 月 1 日